



MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.27-1 2016.1.6

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。

年頭に際し、皆様のご多幸と益々のご発展をお祈りいたします。

本年も柳澤会計グループ一同、より一層知識の向上に励み、皆様にご満足いただけるサービスを心がける所存ですので、一層のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。



2015.11/27(金) 忘年会・蓼科温泉ホテル親湯

2016 経営革新 新春セミナーのご案内

新春恒例となりました「経営革新新春セミナー」を1月28日(木)に開催致します。

今回のセミナーは、マイナンバー関連のセミナーを全国で展開されている、(株)船井総合研究所 チーフ経営コンサルタント 長島 淳治さんをゲスト講師にお招きし、マイナンバー制度により発生するリスクの対応策等について講演して頂きます。またセミナー終了後、恒例の新年会を開催致します。多数の方のご参加をお待ちしております。詳細及びお申込については別紙をご覧ください。

◇◆カレンダー◆◇

2016年1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31			経営方針発表会			
			新春セミナー			
2016年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

2016 経営革新 新春セミナー

日時：2016年1月28日(木) 15:00~17:30

場所：茅野市民館 2階コンサートホール

<内容>

①今からでも遅くない！

リスクを軽減するためのマイナンバー対策

～意外と知らなかったマイナンバーのリスクと対応策～

講師：(株)船井総合研究所

チーフ経営コンサルタント 長島 淳治

②有給休暇の年5日消化の義務化、

残業の割増賃率50%へ

～平成28年度労働基準法改正のポイント～

講師：特定社会保険労務士 野口 栄治

③速報！税制改正

～平成28年度税制改正と消費税の軽減税率の動向～

講師：税理士 両角 美智代

平成 28 年度 税制改正大綱 企業編

平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年度税制改正大綱が閣議決定されました。今月は企業向けの主な税制改正内容を解説します。次月は個人その他の改正を予定しております。

■法人税等の改正

①法人税率の引下げ

現行の法人税率が段階的に引下げられます。また、中小法人に対する軽減税率 15.0%は据置されます。

<中小法人の場合>

所得金額	H27.4.1～H28.3.31 に開始する事業年度	H28.4.1～H29.3.31 に開始する事業年度	H29.4.1以後 に開始する事業年度
年800万円超	23.9%	23.4%	23.2%
年800万円以下	15.0%	15.0%	15.0%

②外形標準課税の税率の見直し

大法人について、法人事業税における外形標準課税の割合を 3/8 から 5/8 に拡大されます。これにより、所得を課税標準とする所得割の税率を 6.0%から 3.6%に引下げられます。

<法人実効税率の引下げ —法人税、法人住民税、法人事業税—>



③繰越欠損金の利用制限の見直し

法人実効税率の引下げの財源として、繰越欠損金の利用制限が見直されます。

<繰越欠損金の利用制限>

法人区分	H27.4.1～H28.3.31 に開始する事業年度	H28.4.1～H29.3.31 に開始する事業年度	H29.4.1～H30.3.31 に開始する事業年度	H30.4.1以後 に開始する事業年度
大法人 (資本金1億円超の普通法人等)	65%	60% (改正前65%)	55% (改正前50%)	50%
中小法人等		なし		

■消費税軽減税率の導入

H29. 4. 1 より消費税が 8%から 10%に上げられます。消費税増税の負担を緩和するため以下のものが 8%の軽減税率対象となります。

①飲食料品の譲渡（酒類を除く食品表示法に規定する食品の譲渡をいい、
外食サービスを除く。）

②定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡

また、消費税の複数税率が導入されることから、現行の請求書保存方式から適格請求書保存方式（インボイス制度）へ H33. 4. 1 より変更されます。



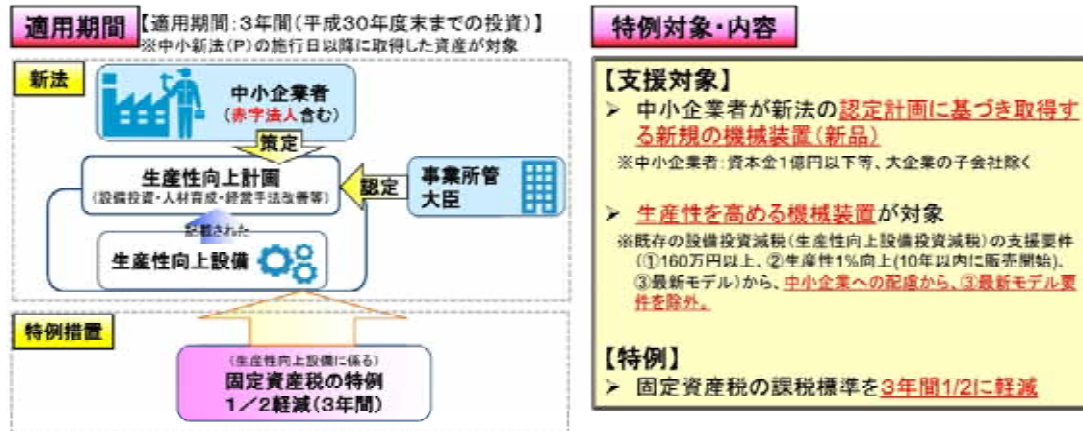
■国税のクレジットカード納付制度の創設

振替納税、ダイレクト納付制度による銀行口座振替による納税に加え、クレジットカードによる納付が可能となる制度が創設されます。

【適用開始時期】 H29. 1. 4 以降の納付

■新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

中小企業が新たに取得する機械装置（160万円以上、生産性1%向上）について、固定資産税が3年間50%減額されます。



■減価償却制度の見直し

建物付属設備、構築物の減価償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。

【適用開始時期】 H28. 4. 1 以後に取得する建物付属設備、構築物

■地方創生応援税制の創設（企業版ふるさと納税）

地方公共団体が行う一定の地方創生事業へ企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除が認められます。

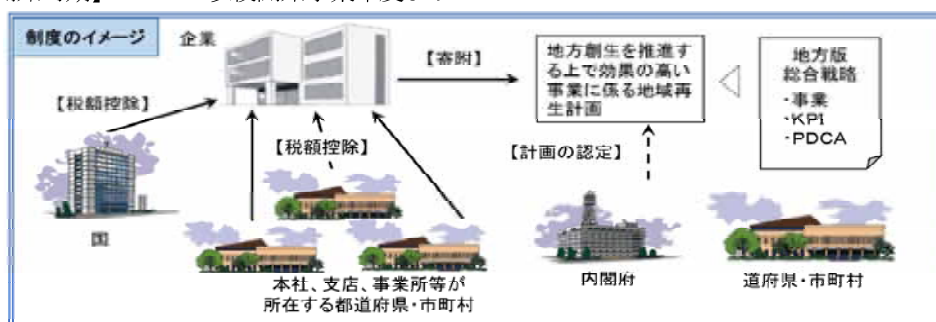
【控除額】 寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の3割

- ①法人住民税で寄附額の2割を控除
- ②法人住民税で2割に達しない残り分を法人税で控除（ただし、寄附額の1割が限度）
- ③法人事業税で寄附額の1割を控除

【控除額の上限】 納税額に対する控除額の上限は、法人住民税20%、法人事業税20%、法人税5%

【寄付金の下限額】 1企業における1事業当たりの寄付金下限額は10万円

【適用開始時期】 H28. 4. 1 以後開始事業年度より



■雇用促進税制の見直し

正社員、非正規社員問わず雇用者数が5人以上（中小企業は2人以上）増加、雇用増加割合10%以上等の要件を満たせば法人税の額から雇用者増加数1人当たり40万円控除されましたが、改正により対象雇用者が正社員のみに限定されました。

【適用開始時期】 H28. 4. 1 以後開始事業年度より

